

① ゴールデンウィーク期間の診療に関するお知らせ

このたび、新天皇の即位日となる「2019年5月1日（水）を1年限りの祝日」とする方針が決定し、祝日法に基づき「4月30日（火）」と「5月2日（木）」が休日となります。これにより当院では4月27日（土）から5月6日（月）まで10連休となることによる診療への影響などについて慎重に検討を重ねた結果「**4月30日（火）、5月1日（水）、5月2日（木）**」については、**通常通り診療を行うこと**と致しました。何卒ご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

ゴールデンウィークの外来診療

4/27（土）	4/28（日）	4/29（月）	4/30（火）	5/1（水）	5/2（木）	5/3（金）	5/4（土）	5/5（日）	5/6（月）
休診	休診	休診	通常通り 診療	通常通り 診療	通常通り 診療	休診	休診	休診	休診

※救急外来に関しては全期間通常通りに対応いたします。